

報道各社御中←環境省広報室

中国四国地方環境事務所同時発表

鳥取県米子市において回収されたコハクチョウの死亡個体からの
高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出について

今般の島根県で発生した鳥インフルエンザの警戒レベルを3に引き上げたことを受け、中海周辺及び宍道湖周辺においては、監視を強化していたところですが、12月4日に鳥取県米子市で回収されたコハクチョウの死亡個体から、本日、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1亜型）が検出されたのでお知らせします。

環境省としては、現地周辺 10km 圏内の警戒レベルを3に引き上げるとともに、関係府省や鳥取県等と連携・協力しつつ、引き続き、周辺の野鳥について監視を継続して参ります。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。

また、周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、別添の「野鳥との接し方について」に十分留意するようお願いします。

1 主な経緯等

(1) コハクチョウの回収地

鳥取県米子市安倍

(2) 経緯

12月4日 コハクチョウ衰弱個体1羽を鳥取県職員が回収

12月5日 鳥取大学に移送、簡易検査は陰性

12月18日 ウイルス分離・分析により、H5N1 亜型陽性が判明、
遺伝子配列により強毒性と判断

注) 環境省のマニュアルでは、死亡個体については簡易検査も詳細検査も実施することとしている。

2 今後の対応

(1) 警戒レベルを3に引き上げるとともに、関係府省、鳥取県と連携して、引き続き周辺地域における監視は強化。

(2) 中海周辺及び宍道湖周辺に生息している野鳥のみならず、全国各地の野鳥についても、ウイルスに感染している可能性があるため、環境省出先機関や都道府県に対して野鳥の監視及び野鳥との接し方の普及について、改めて周知。



(3) 今般の死体が回収された箇所については既に消毒を終えている。

注) 先般行った追加糞便調査及び小型野鳥捕獲調査により、周辺の状況把握は概ね終了していると考え、現時点では追加の調査は予定していない。

(参考) 中海宍道湖周辺における追加調査・監視について

1. 追加の糞便調査

12月3日に開始し、12月6日に終了。中海周辺及び宍道湖周辺において、約1千個の糞を採取。12月17日に結果判明、高病原性鳥インフルエンザウイルス強毒タイプは全サンプル陰性。

(定期糞便調査については、鳥取県が10月に、島根県は11月に、中海・宍道湖の周辺で実施)

2. 小型野鳥捕獲調査

12月4日に開始し、12月5日に終了。発生地周辺において、スズメ等の小型の野鳥を百羽捕獲し、口腔や排泄腔からぬぐい液を採取(採取後は放鳥)。

12月17日に結果判明、高病原性鳥インフルエンザウイルス強毒タイプは全サンプル陰性。

3. 野鳥の生息状況の監視(死亡野鳥の探索も含む)

秋の渡り鳥飛来シーズン開始後、中海周辺及び宍道湖周辺において3回/月程度で監視していたものを、11月30日から監視体制を強化し、監視頻度を上げているところ。

渡り鳥等の野鳥は、害虫や雑草を食べるなど、人間にとって有益な役割も果たしています。また、生物多様性を保全し、豊かな自然を育む上でも野鳥が生息していることは重要です。

【取材について】

○現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

平成22年12月18日(土)

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

直 通：03-5521-8285

代 表：03-3581-3351

室 長：宮澤 俊輔 (内線6470)

室長補佐：山本 麻衣 (内線6471)

専 門 官：福嶋 貢史 (内線6474)

担 当：千葉 康人 (内線6473)